

官民協働海外留学支援制度
～トビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラム（第11期）～

【拠点形成支援事業】
京の高校生「海外探Q留学」応援事業（第1期）
2026年度派遣留学生募集要項

2026年1月

京の高校生「海外探Q留学」推進協議会

目次

はじめに.....	1
1. 趣旨	2
2. 本事業の概要.....	2
3. 定義.....	4
4. 求める人材像.....	5
5. 募集コース・支援予定人数	6
6. 支援内容.....	11
7. 要件.....	14
8. 応募方法.....	20
9. 選考・審査.....	22
10. スケジュール	24
11. 受験上の配慮申請について	25
12. 派遣留学生の義務及び採用決定後の手続き等.....	25
13. 採用決定後の留学計画等の変更.....	27
14. 採用取消し又は支援の終了等	27
15. 安全管理について	27
16. 個人情報の取扱いについて.....	28
17. 照会先.....	29
18. リンク集	29
別紙:国・地域コード表	30

はじめに

<官民協働海外留学支援制度～新・日本代表プログラム～について>

文部科学省及び独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)では、意欲と能力のある全ての日本の若者が、海外留学に自ら一步を踏み出す機運を醸成することを目的として2013年度から「トビタテ！留学JAPAN」を推進してきました。その取り組みの一つとして2020年度までの7年間で約1万人の高校生、大学生を「トビタテ！留学JAPAN 日本代表プログラム」の派遣留学生として採用し、幅広い国・地域への留学を実現しました。

2023年度からは、コロナ禍で大きく落ち込んだ日本人学生・生徒の海外留学者数をいち早くコロナ禍前の水準に回復することを目指し、新たなビジョンを掲げ、2027年度までの5年間、「トビタテ！留学JAPAN」第2ステージを実施しています。

教育未来創造会議第二次提言(2023年4月27日)においても、2033年までに日本人学生・生徒の海外留学者数を50万人にするとの目標が掲げられており、引き続き、海外留学の促進に努めます。

「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN 新・日本代表プログラム～」は、第2ステージの一環として、グローバル人材育成コミュニティに参画する民間企業・団体・個人からの寄附金によって実施され、引き続き、機構が運営します。

<拠点形成支援事業について>

拠点形成支援事業は、高等学校段階からグローバル人材育成に取り組む留学モデル拠点地域を全国に作り、地域の将来をリードし得るイノベーティブなグローバル人材育成のため、地域課題等を自分事として捉え、海外留学を通じて探究する人材を、地域において育成することを目的としています。

地域の産学官が共創し、探究型の海外留学と事前・事後オリエンテーションを組み合わせたプログラムの設計及びその実施のために必要となる体制の整備や資金の確保を行い、将来的に持続性のある事業の構築を目指すものです。

機構は、採択された地域への立ち上げ支援として、地域の資金拠出額に応じて、高校生等に対する奨学金等及び地域において本事業を運営するための資金の一部を、民間企業・団体・個人からの寄附金によって、支援します。

拠点形成支援事業で採用された高校生等は、「新・日本代表プログラム」の派遣留学生として、機構主催の派遣留学生ネットワークや機構主催の事前・事後研修等にも参加することになります。また、採択された地域は、グローバル人材育成コミュニティに参画することによって、より幅の広い人材育成を目指すものとなります。

本募集要項は、京都府の企業・経済団体、地方公共団体、高等学校等、高等教育機関等で構成する京の高校生「海外探Q留学」推進協議会(以下「本協議会」という。)が実施する京の高校生「海外探Q留学」応援事業で募集する派遣留学生の要件やプログラムの内容等を定めたものです。

1. 趣旨

京都は豊かな自然と風土に恵まれ、千年を超える歴史の中で豊饒な精神性を備えた伝統と革新の融合を体現してきました。また、多様性を包括し、新しいものを吸収する寛容さと、新たな価値を生み出す創造性を發揮して、あらゆる困難を乗り越えてきた歴史があります。高校生にとって、留学はまさに多様性との出会いであり、新たなチャレンジでもあり、京都に根付く精神の涵養にもつながります。本協議会は、高校生等の海外留学を支援するとともに、生徒の海外留学機運の醸成を図ることにより、変化の激しいこれからの社会において、変化を前向きにとらえて主体的に行動し、よりよい社会を創り出す人材の育成を推進することを目的として構築しました。

本協議会では、「京の高校生「海外探Q留学」応援事業」(以下「本事業」という。)を実施します。京都府内の高校生等が海外で異文化体験や探究活動を行う留学を支援し、京都・日本への愛着や誇りを胸に、世界とのつながりを意識しつつ、自ら進んで、社会・地域の発展に貢献しようとする「シビックプライド」と新たな価値を創造する「クリエイティブマインド」を備えた人材を育成します。

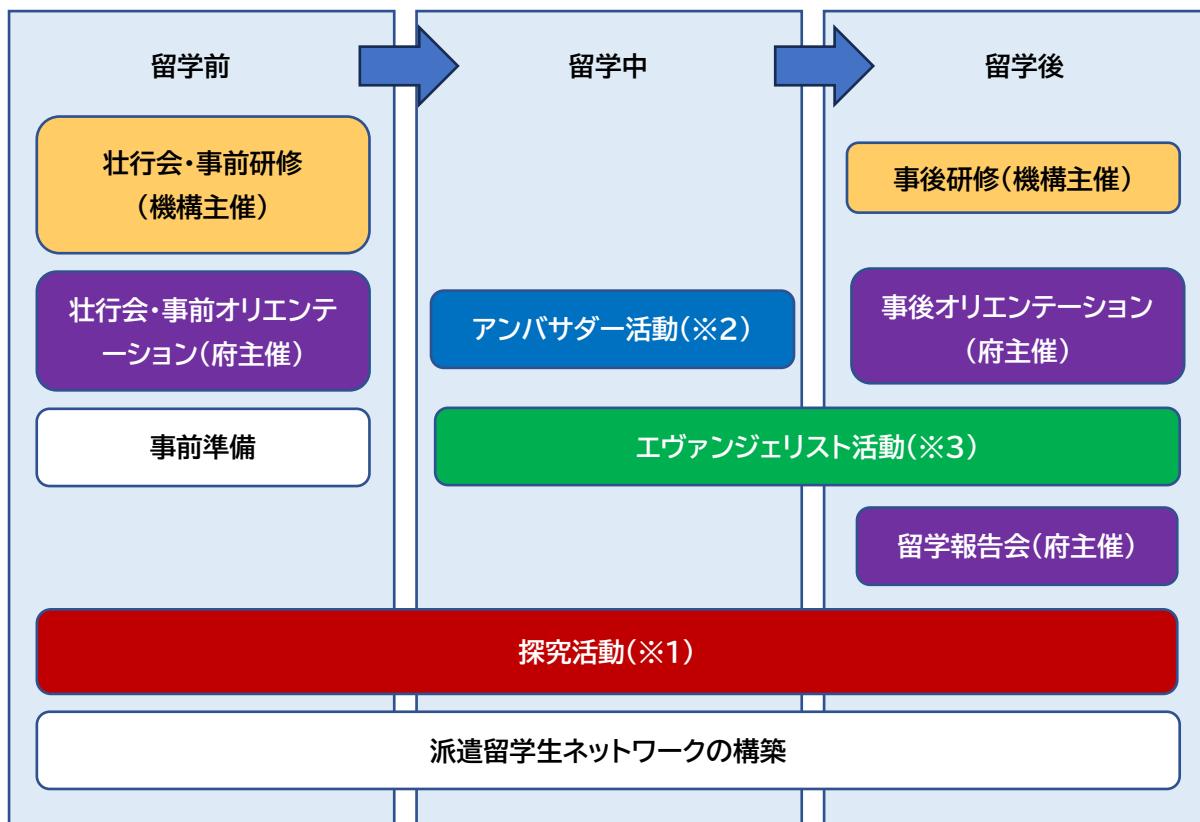
2. 本事業の概要

本事業は、京都府内の高等学校、特別支援学校の高等部、高等専門学校(第3学年以下に限る。)及び専修学校の高等課程に在籍する生徒等または、広域通信制高等学校に在籍し京都府内の通信教育連携協力施設において通信教育を受けている生徒のうち京都府に居住している生徒等(以下「生徒等」という。)に対し、諸外国及び諸地域(以下「諸外国等」という。)への留学に必要な費用の一部を奨学金・留学準備金として支給するとともに、留学経験の質を高めるため、留学の前後に研修(以下「事前・事後研修」という。)・オリエンテーション(以下「事前・事後オリエンテーション」という)の提供及び留学後の継続的な学修や交流の場としての派遣留学生ネットワークの提供を行います。

本事業では、生徒等が自ら立案・作成した「探究活動(※1)」を含む留学(以下「留学計画」という。)を支援します。

また、生徒等には留学先において日本や京都の良さを発信する「アンバサダー活動(※2)」、留学中や帰国後には留学機運醸成に寄与すべく、留学の魅力や留学で得た体験を周りに伝える「エヴァンジェリスト活動(※3)」にそれぞれ取り組んでいただきます。

【本事業の全体イメージ】



※1 探究活動とは、自らの興味、関心に基づいて「問い合わせ」または課題を設定し、解決に向けて情報を収集・整理・分析したり、周囲の人と意見交換・協働したりしながら進めていく活動のことです。自ら「問い合わせ」や課題を設定し、試行錯誤しながら自ら答えを導き出すという「探究心」を大事にしながら行う学修活動です。

探究活動とその他の学修の割合は生徒等が自由に立案することができ、探究活動のみの留学計画も支援の対象となります。

※2 アンバサダー活動とは、留学先で日本や京都の良さを発信する活動を指します。

例)日本文化紹介・京都の魅力を発信する、和食をホストファミリーにふるまう

※3 エヴァンジェリスト活動とは、留学中・帰国後に留学機運醸成に寄与すべく、留学の魅力や留学で得た体験を周りに伝える活動を指します。場所や手段等については各自が実施可能な方法で行ってください。

例)活動報告会の開催やSNSでの情報発信

3. 定義

高校等	京都府内の高等学校、特別支援学校の高等部、高等専門学校(第3学年以下に限る。)及び専修学校の高等課程または、広域通信制高等学校
生徒等	<p>次のいずれかの要件を満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都府内の高等学校、特別支援学校の高等部、高等専門学校(第3学年以下に限る。)及び専修学校の高等課程に在籍する生徒または学生 ・広域通信制高等学校に在籍し、京都府内の通信教育連携協力施設において通信教育を受けている生徒のうち京都府に居住している生徒
派遣留学生	在籍高校等に在籍したまま、留学生を受け入れる諸外国等の機関(以下「受入先機関」という。)へ留学する生徒等で、本事業により奨学金・留学準備金の支援を受ける者
受入先機関	<p>諸外国等に所在する法人や団体等で、派遣留学生が<u>実際に学修や探究活動を行う機関</u>。受入れの証明や活動を修了したことの証明が可能な機関</p> <p>※高校や大学等の教育機関に限りませんが、<u>個人による受入れは認められません。</u></p> <p>※「7. 要件(2)留学計画の要件(イ)「受入先機関」の注意点」を必ず確認してください。</p>
留学期間 (=活動期間)	<p>受入先機関において派遣留学生が<u>実際に活動を開始する日から活動を終了するまでの期間</u></p> <p>※渡航及び帰国にかかる期間や移動日は、<u>その日に受入先機関での活動を行わない場合</u>、留学期間に含まれません。また、受入先機関が発行する修了証明書等の書面で派遣留学生の受入れを証明できない日程は留学期間に含まれません。</p> <p>※受入先機関が書面等にて証明する受入れの期間と一致する必要があります。</p>
留学開始日 (=活動開始日)	<p><u>受入先機関で活動を開始する日</u></p> <p>※日本出発日、現地到着日及び滞在開始日ではありません。</p>
留学終了日 (=活動終了日)	<p><u>受入先機関で活動を終了する日</u></p> <p>※現地出発日、日本到着日及び滞在終了日ではありません。</p>
新高校2・3年生	<p>2026年4月に高校等の第2学年又は第3学年に進級する生徒等</p> <p>※2026年4月に高等専門学校の第4学年に進級する者は本事業に応募することはできません。機構が実施する「新・日本代表プログラム【大学生等対象】」への応募は可能です。</p>
新高校1年生	2026年4月に高校等に進学する生徒等

4. 求める人材像

本事業では、次のような人材を派遣留学生として求めます。

(1) 留学を通じて以下に掲げるような素養を身に付ける意欲を有する人材

- 世界の人々との交流を通じて得た学びから、多様な価値観を柔軟に取り入れようとする意欲
- 独自の視点や考えを有し、社会のために貢献しようとする志
- 好奇心を原動力にして、自由な発想で新たな価値を創造する力
- 探究心を持ち続け、視野を広げ情報収集しようとする姿勢
- 失敗を恐れず、未知の領域に試行錯誤しながら挑戦し続ける強い気持ち
- 自らリーダーシップを發揮し、周囲を巻き込む力
- 多様な人々と真摯に向き合い、対話して協働する姿勢

(2) 「新・日本代表プログラム」の派遣留学生としてふさわしい規律ある行動をとる自覚と自律性を有する人材

(3) 機構及び本協議会が主催する事前・事後研修、事前・事後オリエンテーション、活動報告、報告会、派遣留学生ネットワーク等における諸活動に主体的に参加する人材

(4) 留学先において日本や京都府の良さを発信する「アンバサダー活動」を行い、留学中や帰国後に日本において留学の意義や成果を積極的に発信し留学機運醸成に寄与する「エヴァンジェリスト活動」に主体的に参画する人材

※官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN～で採用された留学生の留学後の活動状況

については以下のリンクを参照してください。



トビタテ！留学 JAPAN の派遣留学生の留学後の活動状況

(<https://mext.box.com/s/agg9v0jbt282gfi4levq6qmijunrc5>)

(5) 本事業では、上記の人材像に加え、特に以下のような人材を支援します。

- 京都に愛着と誇りを持ち、京都の魅力を世界に発信しようとする意欲をもつ人材
- 京都の地域課題を見出し、主体的に解決に取り組もうとする意欲をもつ人材
- 京都と世界のつながりを意識しながら、京都の発展や活性化に貢献しようとする人材

5. 募集コース・支援予定人数

(1) 募集コース・支援予定人数

コース		2026 年度支援予定人数		支援する留学計画
		第一日程 (新高校2・3年生)	第二日程 (新高校1年生)	
京の高校生 探究コース	80人	56人	24人	(A)文化・歴史・観光 (B)環境・自然 (C)産業・メディア (D)健康・安全 (E) 未来・挑戦から1つ、または複数選定して、テーマを定め、京都の地域課題の 解決や地域の魅力の再発見に繋がる 探究活動が含まれた留学計画
STEAM 探究コース				STEAM(科学・技術・工学・芸術・数学)領域における問い合わせを設定した探究 活動を含む留学計画や、問い合わせに対して AIやIoT、理科の見方・考え方や数学的 な見方・考え方を活用しながら行う 探究活動が含まれ、将来の進路選択に 繋がる留学計画
スポーツ・芸術 探究コース	20人	14人	6人	実技経験や実績の有無にかかわらず、 スポーツ・芸術分野における問い合わせを設 定し、当該分野の更なる発展に寄与す ることを目的に行う探究活動を含む留学 計画
社会課題 探究コース				世界・日本・地域が抱える社会課題を 自分ごととして考えた問い合わせを設定し、 課題解決や活性化、SDGs、社会貢献 に寄与することを目的に行う探究活動 が含まれた留学計画
マイ好奇心 探究コース				「知りたい」、「明らかにしたい」という 自らの興味・関心に基づいた問い合わせを設 定し、「未知を既知」にすることや「疑問 を解明」することを目的に行う探究活 動が含まれた留学計画

※1 採用人数は応募状況等により変動する場合があります。

※2 新高校2・3年生は「第一日程」に、新高校1年生は「第二日程」に応募してください。「第一日程」と「第二
日程」では、支援予定人数の他、応募の時期や選考方法が異なります。詳細は「8.応募方法」「9.選考・審査」
「10.スケジュール」を参照してください。

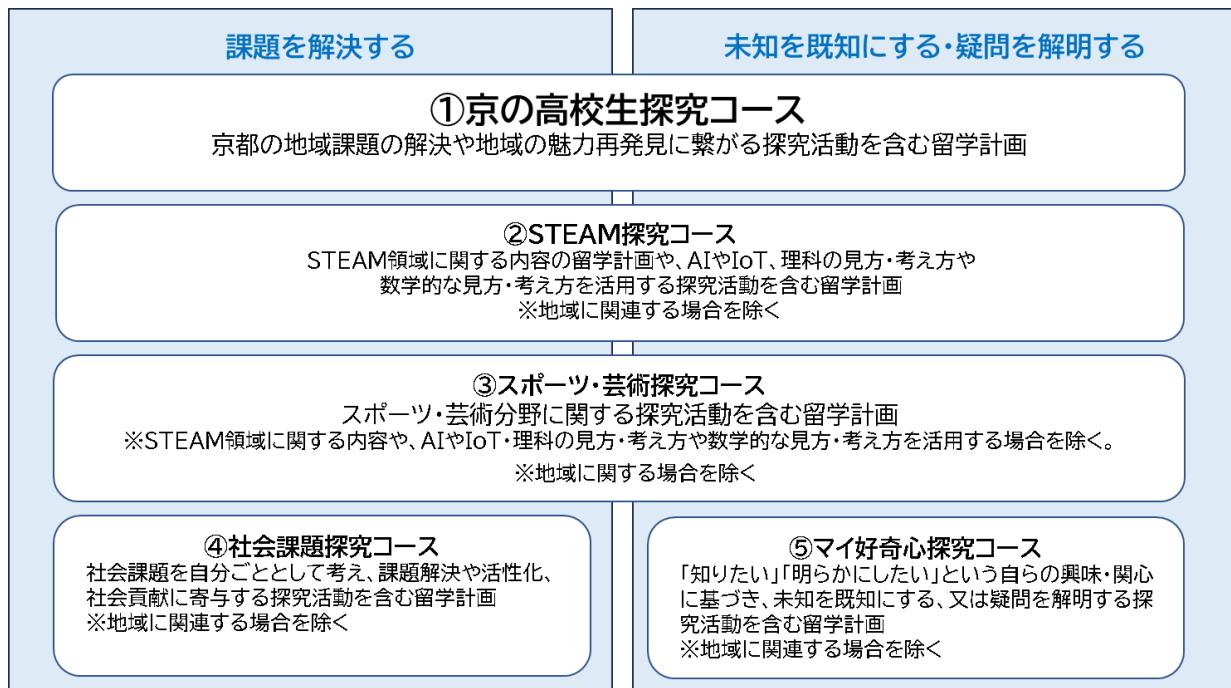
※3 京の高校生探究コースの詳細は、8ページ【募集コースごとの探究活動の例】を確認してください。

※4 STEAM(科学・技術・工学・芸術・数学)領域に関する内容の留学計画や、AI や IoT、理科の見方・考え方や数学的な見方・考え方を活用しながら探究活動を行う留学計画は、「スポーツ・芸術探究コース」、「社会課題探究コース」又は「マイ好奇心探究コース」ではなく「STEAM 探究コース」に応募してください。

※5 スポーツや芸術に関する内容の留学計画は、「社会課題探究コース」又は「マイ好奇心探究コース」ではなく、「スポーツ・芸術探究コース」に応募してください。実技経験や実績がなくても応募可能です。

※6 「京都府家計基準表」に定める家計基準(以下「府家計基準」という)を満たす生徒等は55名まで優先的に採用します(p16「機構家計基準及び府家計基準の判定方法」及び p17「府家計基準判定表」参照)。

【コースの選び方】



①探究活動の内容が、京都の地域に関連する場合、「京の高校生探究コース」。

②探究活動の内容が、STEAM 領域に関するものや、分野を問わず AI や IoT、理科の見方・考え方や数学的な見方・考え方を活用して行うものの場合、「STEAM 探究コース」。

③探究活動の内容が、スポーツ・芸術分野に関するものの場合、「スポーツ・芸術探究コース」。

④探究活動の内容が、社会課題の解決や活性化、社会貢献に関するものの場合、「社会課題探究コース」。

⑤探究活動の内容が、自らの興味・関心に基づいた疑問や未知の事柄を解明・追及したいというものの場合、「マイ好奇心探究コース」。

STEAM とは、(Science, Technology, Engineering, Arts, Mathematics)科学・技術・工学・芸術(文化、生活、経済、法律、政治、倫理等を含めた広い範囲で A を定義)・数学の 5 つの英単語の頭文字を組み合わせた言葉で、理系的な発想をベースにしつつ芸術的な創造性も高める教育手法です。

AI や IoT などの急速な技術の進展により社会が激しく変化し、多様な課題が生じている今日、文系・理系といった枠にとらわれず、各教科等の学びを基盤としつつ、様々な情報を活用しながらそれを統合し、課題の発見・解決や社会的な価値の創造に結び付けていく資質・能力の育成が求められています。

【募集コースごとの探究活動の例】

コース	探究活動の例
京の高校生 探究コース	<p>次の5つのテーマのうち、1つまたは複数選定して、いずれかのテーマに関係した探究課題を設定し、海外において探究活動を行うこと。</p> <p>(A)文化・歴史・観光</p> <p>問い合わせ「京都のオーバーツーリズムへの効果的な対応策は何か？」</p> <p>活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外の有名な観光地で地元住民や観光客にオーバーツーリズムについてインタビュー調査を行う。 ・観光地で観光産業に携わる方や自治体を訪問し、観光資源を活用しながらも、地元住民と共に存するための課題と対応策を調査し、その方策を探究する。 <p>(B)環境・自然</p> <p>問い合わせ「京都北部の海岸に漂着するゴミや海洋生物が誤食するゴミを減らすには？」</p> <p>活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海洋ゴミの問題を研究している海外の大学を訪問し、海洋ゴミの量や種類、ゴミが生物に与える影響等について学ぶ。 ・現地でのボランティア活動を通じてフィールドワークで海洋ゴミの現状を学び、解決に向けた方策を探究する。 <p>(C)産業・メディア</p> <p>問い合わせ「京都のものづくり文化は、世界で活躍する企業にどのような影響を与えているか？」</p> <p>活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外で活躍する京都に関連のある企業を訪問し、現地担当者にインタビューして、どのような部分に京都の価値観や技術が生かされているかを調査する。 ・現地の住民に対してアンケートやヒアリングを行い、京都らしさや文化的要素への評価を分析し、企業の戦略との関係を探究する。 <p>問い合わせ「京都で制作される時代劇は、海外でどのように受け入れられ、文化的価値を発信しているのか？」</p> <p>活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外の映画祭や配信プラットフォームで、日本の時代劇作品がどのように紹介されているか、時代劇の影響やリメイク事例を調査。 ・現地の視聴者や映画関係者にインタビューし、時代劇に感じる魅力や文化的背景への関心を分析する。 <p>(D)健康・安全</p> <p>問い合わせ「京都での大災害発生に対応できる自主防災組織とは？」</p> <p>活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外の防災先進都市を訪問し、地域住民主体の防災組織の仕組みや活動内容を調査する。 ・現地の防災訓練やコミュニティ活動に参加し、京都の自主防災組織に応用できる「住民参加型の防災モデル」を探究し、提案する。

コース	探究活動の例
	<p>(E)未来・挑戦</p> <p>問い合わせ「京都から、世界で活躍するサッカー選手を輩出するのに有効なプログラムとは？」</p> <p>活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外のサッカー強豪国で育成クラブやアカデミーを訪問し、選手育成の仕組みやトレーニング方法を調査する。 ・現地の指導者や選手にインタビューし、技術面だけでなくメンタル・文化・教育面での育成要素を分析し、京都の育成環境に取り入れる方法を考える。 <p>○複数のテーマを選択した場合</p> <p>(A)文化・歴史・観光 + (C)産業</p> <p>問い合わせ「京都のアニメ文化とアニメ産業は、海外でどのように評価され、発信されているのか？」</p> <p>活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外のアニメイベントやトップカルチャーの拠点(例:アニメコンベンション、専門ショップ)を訪問し、京都発のアニメ作品や関連グッズがどのように紹介されているかを調査。現地ファンや販売スタッフにインタビューし、評価されるポイントや文化的背景への関心を分析する。 ・京都のアニメ制作会社や伝統工芸とコラボする企業を訪問し、海外展開において重視している要素(品質、ストーリーテリング、文化性)をヒアリング。さらに、現地での販売戦略やブランド構築の工夫を探究し、京都ならではの強みを整理する。
STEAM 探究コース	<p>問い合わせ「次世代都市、スマートシティ実現のために必要な発想・技術は何か？」</p> <p>活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業インターンを行い、スマートシティ先進国の取組みや技術を学ぶ。 ・最先端のスマートシティ施策が住民の生活にどのように還元されているか、インタビュー調査を行う。 <p>問い合わせ「AI 審判はどのスポーツにも有効か？」</p> <p>活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同じ競技でも国によって判断基準に差があるか調査し、統一基準を探る。 ・AI 審判の開発のためにはどのような分野の知識が必要か、また課題は何か、現役のエンジニアと意見交換を行い、理解を深める。
スポーツ・芸術 探究コース	<p>問い合わせ「偏見・差別撤廃の達成に対して、アートはどのような力を持っているのか？」</p> <p>活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・美術大学のサマーキャンプに参加し、様々な表現手法を学ぶ。 ・社会的マイノリティーのコミュニティに参加し、アートに関するイベントを通じて人々の意識がどのように変化するのか調査する。 <p>問い合わせ「日本のスポーツ医療の発展に必要なものは何か？」</p> <p>活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地のユースクラブに所属しながら、トレーニング方法や怪我の予防方法を調査する。

コース	探究活動の例
	<ul style="list-style-type: none"> ・最新のスポーツ医療を提供する病院でボランティアを行い、スタッフへインタビュー調査を行う。
社会課題 探究コース	<p>問い合わせ 「認知症患者の『その人らしさ』を尊重するために地域社会ができる取組みは何か？」</p> <p>活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最先端の認知症ケアを導入している施設のスタッフや地域住民を対象として、認知症に対する意識調査を行う。 ・自治体が行っている認知症の予防・ケアの取組みを調査する。 <p>問い合わせ 「女性の貧困の連鎖を断つ就労支援を行う人材に必要なスキルは何か？」</p> <p>活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性の就労支援を行っているNGO団体でボランティアを行い、どのような支援が行われているか体験する。 ・農業・被服等の産業別に、支援を行うスタッフにインタビュー調査を行う。
マイ好奇心 探究コース	<p>問い合わせ 「ギリシャ神話のように伝承され続けるストーリーをつくる秘訣は何か？」</p> <p>活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ギリシャではどのように古典文学が教育に取り入れられているのか現地校を視察する。 ・ギリシャ神話に関連する書籍がどのように子供たちに親しまれているのか図書館などを訪問調査する。 <p>問い合わせ 「なぜ、スタンドアップコメディは政治や宗教、人種等のセンシティブな題材までも笑いに変えることができるのか？」</p> <p>活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どのように題材を選び、何をポイントに笑いに変えているのか本場アメリカのコメディアンから学ぶ。 ・台本の有無や話し方のコツなど実際に利用されているコミュニケーション手法を学ぶ。

(2)京の高校生探究コースにおけるチーム応募について

京の高校生探究コースのみ、個人だけでなく、志や想いを軸に最大6人までのチームを組み、地域の特長を踏まえ、自らの興味・関心から発見された地域特有の課題解決や地域貢献につながるテーマを海外で探究することができます。全員が同じ国・地域・時期に留学する必要はありません。チームで力を合わせ、自由な発想力と創造力をもって、地域課題の解決に向けて探究することができます。

応募する際には、チームの構成員がわかるように応募する必要があります。そのため、「チーム応募の手引き」を別途ご参照ください。

6. 支援内容

(1) 奨学金等の支給

奨学金及び留学準備金(以下「奨学金等」という。)を支給します。

奨学金等の支給額は、応募時に申請する留学計画の受入先機関が所在する国・地域(以下「留学先国・地域」という。)と留学期間に基づいて決定します。採用決定後、留学計画の変更により支給額が減額になることはありますが、増額は行いません。

(ア) 奨学金

留学計画の実行にかかる現地活動費及び授業料相当額を支援の対象とします。

留学先国・地域ごとに規定された奨学金月額を、留学期間から算出した支給対象となる月(以下「支給対象月」という。)の数に応じて支給します。

【奨学金 月額表】

支援内容	留学先国・地域	奨学金月額 ※支給対象月1回分	
		(家計基準内)	(家計基準外)
奨学金	地域区分① 北米、シンガポール、欧州、中近東 ※除外国 (以下の国・地域は「地域区分②」の月額を適用します。) アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア	160,000 円	60,000 円
	地域区分② アジア(シンガポールを除く)、大洋州、中南米、アフリカ及び 上記地域区分①の除外国	120,000 円	

※1 奨学金は、支給対象月の数に応じて奨学金月額を支給します。カレンダー上の月の数ではありません。なお、留学計画の実行にかかる全ての費用(実費)を支援するものではありません。

※2 奨学金月額は、機構が実施する国内の貸与奨学金「第二種奨学金(予約採用)」に掲げる家計基準を満たしている場合(家計基準内)と、超えている場合(家計基準外)で異なります。家計基準判定の詳細は「7. 要件(1)派遣留学生の要件」を確認してください。

※3 複数の留学先国・地域がある留学計画の奨学金月額は、留学期間(=活動期間)が最も長い留学先国・地域の金額です。複数の留学先国・地域で留学期間(=活動期間)が同じ場合は、金額が高い方の地域区分を適用します。支給する奨学金の総額は、奨学金月額に、支給対象月の数(以下「支給対象月数」という。)を乗じた金額です。支給対象月数は、留学期間の日数を31日で除した数(小数点以下切り上げ)です。

$$\boxed{\text{奨学金の支給総額}} = \boxed{\text{奨学金月額}} \times \boxed{\text{支給対象月数}}$$

$$\boxed{\text{支給対象月数}} = \text{留学期間(=活動期間)の日数} \div 31$$

※小数点以下切り上げ

【奨学金 支給総額表】

留学期間 (=活動期間)	支給 対象 月数	奨学金 支給総額		
		家計基準内地域区分① (月額 16万円)	家計基準内地域区分② (月額 12万円)	家計基準外 (月額6万円)
14日～31日	1回分	160,000円	120,000円	60,000円
32日～62日	2回分	320,000円	240,000円	120,000円
63日～93日	3回分	480,000円	360,000円	180,000円

※ 上表の奨学金支給総額は、応募時から留学先国・地域の地域区分や、支給対象月数が変わらない場合の金額です。

<例>

奨学金月額	留学期間	留学期間(日数)	支給対象月数	奨学金支給総額
12万円	8月15日～11月1日	79日	3回分	36万円



(イ)留学準備金

事前・事後研修参加費、往復渡航費、査証取得や予防接種等、留学準備にかかる費用の一部を支援します。留学先国・地域が複数あり、「アジア地域」と「その他の地域」のいずれも該当する場合は、「その他の地域」の金額を支給します。

【留学準備金 支給金額表】

支援内容	留学先国・地域	支給金額
留学準備金	アジア地域	150,000円
	その他の地域	250,000円

※1 円安や急激な物価高騰を鑑み、上記の支給金額に加えて「アジア地域」は60,000円、「その他の地域」は100,000円を増額して支給します。

※2 「アジア地域」とは、「別紙:国・地域コード表」の国・地域コードが100番台の国・地域を指します。

(ウ)奨学金等の支給方法・支給時期

奨学金等の支給は、次のとおり行うことを予定しています。手続き方法や支給スケジュールの詳細は、採用決定後に公開する「事務手続きの手引き」を参照してください。なお、各種提出書類に不備がある場合や留学計画の変更申請を行っている場合は、奨学金等の支給が遅れことがあります。

①奨学金

支給申請	<p>【時期】事前研修参加後</p> <p>【申請】派遣留学生の提出書類を確認した上で、<u>在籍高校等が本協議会へ申請</u></p>
支給	<p>【時期】事前研修への参加及び在籍高校等からの支給申請を確認後、原則として派遣留学生の留学開始前</p> <p>【支給】<u>本協議会から派遣留学生本人名義(原則)の口座へ送金</u></p> <p>【金額】奨学金支給総額を一括支給</p>

②留学準備金

支給申請	<p>【時期】事前研修参加後</p> <p>【申請】<u>在籍高校等が本協議会へ申請</u></p>
支給	<p>【時期】事前研修への参加及び在籍高校等からの支給申請を確認後、原則として派遣留学生の留学開始前</p> <p>【支給】<u>本協議会から派遣留学生本人名義(原則)の口座へ送金</u></p> <p>【金額】支給金額を一括支給</p>

(工)留学計画の変更に伴う奨学金等の支給額について

採用決定後、応募時の留学計画に変更がある場合、変更内容によっては奨学金の支給総額や留学準備金の支給額が減額になります。なお、変更に伴う増額は行いません。

【留学計画の変更に伴う奨学金支給総額の例】

例	応募時の留学計画				変更後の留学計画			
	留学先国・地域 (留学期間)	奨学金 月額	支給対 象月数	奨学金 総額	留学先国・地域 (留学期間)	奨学金 月額	支給対 象月数	奨学金 総額
1	英国 (25日)	16万円	1回分	16万円	英国 (40日)	16万円	1回分	16万円
2	大韓民国 (65日)	12万円	3回分	36万円	大韓民国 (60日)	12万円	2回分	24万円
3	フランス (25日)	16万円	1回分	16万円	ベトナム (35日)	12万円	1回分	12万円
4	マレーシア (70日)	12万円	3回分	36万円	カナダ (60日)	12万円	2回分	24万円
5	英国(10日) 香港(15日)	12万円	1回分	12万円	英国(15日) 香港(10日)	12万円	1回分	12万円

例1)留学期間が増加しても、応募時の支給対象月数が1回分であるため、2回分は支給されません。

例2)留学期間の減少に伴い支給対象月数が3回分から2回分に減ります。

例3)奨学金月額が高い地域区分から低い地域区分に変わったため、奨学金月額は12万円に変わります。留

学期間が増加しても、応募時の支給対象月数が1回分であるため、2回分は支給されません。

※ この場合、留学準備金も35万円から21万円に変更になります。既に支給済の場合は、差額分の返納を求めます。

例4)応募時は奨学金月額が低い地域区分のため、奨学金月額は変わりません。留学期間の減少に伴い支給対象月数が3回分から2回分に減ります。

例5)応募時は奨学金月額が低い地域区分の留学期間が長いため、奨学金月額は変わりません。

(2)協議会によるオリエンテーションの提供

事前・事後オリエンテーションを実施し、留学経験の質の向上を図ります。(※)

(3)壮行会・報告会の提供

本協議会構成団体、支援企業と派遣留学生及び派遣留学生同士の交流の場を提供します。(※)

(4)機構による研修の提供

事前・事後研修を実施し、留学経験の質の向上を図ります。(※)

(5)本協議会によるイノベーティブ人材コミュニティ(仮称)及び機構によるトビタテ！留学 JAPAN 派遣留学生ネットワークの提供

留学後の継続的な学修や交流の場として本協議会によるイノベーティブ人材コミュニティ(仮称)及び機構によるトビタテ！留学 JAPAN 派遣留学生ネットワークを提供します。(※)

※詳細は「12. 派遣留学生の義務及び採用決定後の手続き等」を参照してください。

7. 要件

本事業の支援を受ける生徒等及び在籍高校等は、(1)～(3)の要件を全て満たす必要があります。

(1)派遣留学生の要件

次の①～⑩に掲げる要件を**全て満たす生徒等を支援の対象**とします。応募時には、留学開始時点で以下の要件を満たすかどうかを確認した上で申請してください(別途、時点を指定している場合を除く)。

派遣留学生の要件	
①	日本国籍を有する者又は応募時までに日本への永住が許可されている者
②	機構及び本協議会が主催する事前・事後研修、事前・事後オリエンテーション、壮行会・報告会に参加する意思を表明した者、また、機構及び本協議会が主催する派遣留学生ネットワーク(留学機運醸成のための活動、支援企業等に対する留学計画や活動報告・成果等の情報の提供を含む。)に参加する意思を表明した者
③	在籍高校等において、卒業を目的とした課程に在籍する者
④	在籍高校等が派遣を許可し、受入先機関が受け入れを許可する者

派遣留学生の要件	
⑤	機構が実施する国内の奨学金「第二種奨学金(予約採用)」に掲げる家計基準(以下「機構家計基準」という)を満たす者 <p>※ただし、機構家計基準を超える場合であっても応募することができます。<u>支援予定人数全体の1割程度を上限に採用します。</u></p> <p>※機構家計基準及び府家計基準は、<u>生計維持者(原則として父母2名。ただし、生計維持者が1名になる事例に該当する場合は父、母又は父母に代わって生計を維持している主たる人のいずれか1名。)</u>の収入・所得金額に基づいて判定してください。(次頁「①生計維持者について」参照)</p> <p>※市町村民税を納税している自治体で発行される <u>2024年1月～12月の所得及びそれに基づき決定する2025年度(令和7年度(令和6年分))課税証明書</u>(自治体によっては「所得証明書」)の記載内容に基づき、機構家計基準を<u>在籍高校等</u>が確認してください。</p>
⑥	留学に必要な査証を確実に取得し得る者
⑦	留学終了後、在籍高校等に戻り学業を継続する者又は卒業を目指す者
⑧	2026年4月1日時点の年齢が30歳以下である者
⑨	留学中に行うインターンシップ等の報酬や他団体等から留学のための給付型奨学金を受ける場合は、その総額が、本事業による奨学金の総額を超えない者 <p>※「本事業による奨学金の総額」には、留学準備金は含まれません。除いて算出してください。</p> <p>※他団体等から奨学金を受ける場合、当該奨学金支給団体側が本事業の奨学金等との併給を認めない場合があるので、当該団体に確認してください。</p> <p>※文部科学省が実施する「初等中等教育段階からの国際交流促進事業(国費高校生留学促進事業)」の留学支援金との併給はできません。</p>
⑩	過去に本事業、「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN新・日本代表プログラム～」(【高校生等対象】及び【拠点形成支援事業】)又は「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN 日本代表プログラム～」(以下「旧制度」という。)の派遣留学生として採用されていない者 <p>※ただし、採用された後、本人の責によらず留学開始前に辞退した者は、要件を満たすものとみなします。</p> <p>※旧制度の派遣留学生とは、「高校生コース」第1期～第7期の派遣留学生及び「地域人材コース高校生等枠」の第9期～第11期の派遣留学生を指します。</p>

(ア)新・日本代表プログラム 2026年度第11期【高校生等対象】との併願について

京都府が実施する、拠点形成支援事業(京の高校生「海外探Q留学」応援事業)の2026年度第11期に応募する生徒等は、新・日本代表プログラム 2026年度第11期【高校生等対象】と同時に応募を申請することができます。ただし、両プログラムに申請した生徒等は、新日本代表プログラム 2026年度第11期【高校生等対象】と拠点形成支援事業(京の高校生「海外探Q留学」応援事業)2026年度第11期の両方に採用されることはありません。

(イ) 機構家計基準及び府家計基準の判定方法

○ 生計維持者について

誰が「生計維持者」となるかは、機構の奨学金制度に準じます。父母がいる場合は、原則として父母(2名)が生計維持者となります。詳細は、機構のホームページに掲載している事例及び「生計維持者に係るQ&A(予約採用)」を参照してください。

- [「生計維持者について」\(日本学生支援機構ホームページ\)](#)

※生計維持者が1名となる事例(父又は母のいずれか、父母に代わって生計を維持している主たる人)も掲載しています。



○ 判定方法

機構家計基準及び府家計基準の判定は、必ず在籍高校等が行ってください。

使用するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・「家計基準判定ツール(高校第11期応募用)」 ・「京都府家計基準判定表(次頁)」 ・応募を希望する生徒等の生計維持者(原則として父母2名。ただし、生計維持者が1名になる事例に該当する場合は父、母又は生計を維持している主たる人のいずれか1名。)の2025年度(令和7年度(令和6年分))課税証明書 ・課税証明書内訳等確認書(様式5) 												
判定方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「機構家計基準」 <ol style="list-style-type: none"> ①「家計基準判定ツール(高校第11期応募用)」の「入力例」を参照しながら、「入力シート」に、課税証明書及び課税証明書内訳等確認書(様式5)の記載内容を入力する。 ②入力後、判定結果を確認する。 2. 「府家計基準」 <ol style="list-style-type: none"> ①「京都府家計基準判定表」を用いて、基準額を確認する。 												
判定結果	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1. 「機構家計基準」</td> <td></td> </tr> <tr> <td>「第二種奨学金の家計基準に適格」</td> <td>→ 当該生徒等は「家計基準内」です。</td> </tr> <tr> <td>「家計基準不適格」</td> <td>→ 当該生徒等は「家計基準外」です。</td> </tr> <tr> <td>2. 「府家計基準」</td> <td></td> </tr> <tr> <td>都道府県民税所得割額・市町村民税 所得割額の合算額が基準未満</td> <td>→ 当該生徒等は「採用優先基準内」です。</td> </tr> <tr> <td>都道府県民税所得割額・市町村民税 所得割額の合算額が基準以上</td> <td>→ 当該生徒等は「採用優先基準外」です。</td> </tr> </tbody> </table>	1. 「機構家計基準」		「第二種奨学金の家計基準に適格」	→ 当該生徒等は「家計基準内」です。	「家計基準不適格」	→ 当該生徒等は「家計基準外」です。	2. 「府家計基準」		都道府県民税所得割額・市町村民税 所得割額の合算額が基準未満	→ 当該生徒等は「採用優先基準内」です。	都道府県民税所得割額・市町村民税 所得割額の合算額が基準以上	→ 当該生徒等は「採用優先基準外」です。
1. 「機構家計基準」													
「第二種奨学金の家計基準に適格」	→ 当該生徒等は「家計基準内」です。												
「家計基準不適格」	→ 当該生徒等は「家計基準外」です。												
2. 「府家計基準」													
都道府県民税所得割額・市町村民税 所得割額の合算額が基準未満	→ 当該生徒等は「採用優先基準内」です。												
都道府県民税所得割額・市町村民税 所得割額の合算額が基準以上	→ 当該生徒等は「採用優先基準外」です。												

※1 本事業の「家計基準判定ツール(高校第11期応募用)」における判定結果が「家計基準内」であっても、「第二種奨学金(予約採用)」の選考結果は異なる可能性がありますのでご了承ください。

※2 課税証明書の様式は自治体ごとに異なるため、機構及び本協議会は課税証明書の見方に関する質問には回答できません。発行元の各自治体にお問い合わせください。

※3 「家計基準判定ツール(高校第11期応募用)」は、指定のURLから在籍高校等がダウンロードしてください。生計維持者の両名又はいずれかが海外に居住している場合の判定ツールも同様です。なお、第8期～第10期の判定ツールを使用することは認められません。

※4 「家計基準判定ツール(高校第11期応募用)」は新・日本代表プログラム 2026年度第11期【高校生等対象】と2026度第11期【拠点形成支援事業】京の高校生「海外探Q留学」応援事業と共にツールです。

<京都府家計基準判定表>(2025年度(令和7年度(令和6年分))課税証明書用)

	19歳未満の扶養親族の人数		基 準 額 都道府県民税所得割額・ 市町村民税所得割額の 合計額(保護者等合算)
	うち16歳未満	うち16歳以上 19歳未満	
1人	0	1	265,500円未満
	1	0	
2人	0	2	286,500円未満
	1	1	
3人	2	0	319,500円未満
	0	3	
4人	1	2	277,500円未満
	2	1	
5人	3	0	298,500円未満
	0	4	
4人	1	3	331,500円未満
	2	2	
5人	3	1	352,500円未満
	4	0	
5人	0	5	280,500円未満
	1	4	
6人	2	3	301,500円未満
	3	2	
7人	4	1	322,500円未満
	5	0	
8人	0	6	343,500円未満
	1	5	
9人	2	4	364,500円未満
	3	3	
10人	4	2	385,500円未満
	5	1	
11人	6	0	406,500円未満
	7	1	
12人	8	0	427,500円未満
	9	1	
13人	10	0	448,500円未満
	11	1	
14人	12	0	469,500円未満
	13	1	
15人	14	0	490,500円未満
	15	1	
16人	16	0	511,500円未満
	17	1	
18人	18	0	532,500円未満
	19	1	
20人	20	0	553,500円未満
	21	1	
22人	22	0	574,500円未満
	23	1	
24人	24	0	595,500円未満
	25	1	
26人	26	0	616,500円未満
	27	1	
28人	28	0	637,500円未満
	29	1	
30人	30	0	658,500円未満
	31	1	
32人	32	0	679,500円未満
	33	1	
34人	34	0	699,500円未満
	35	1	
36人	36	0	720,500円未満
	37	1	
38人	38	0	741,500円未満
	39	1	
40人	40	0	762,500円未満
	41	1	
42人	42	0	783,500円未満
	43	1	
44人	44	0	804,500円未満
	45	1	
46人	46	0	825,500円未満
	47	1	
48人	48	0	846,500円未満
	49	1	
50人	50	0	867,500円未満
	51	1	
52人	52	0	888,500円未満
	53	1	
54人	54	0	909,500円未満
	55	1	
56人	56	0	930,500円未満
	57	1	
58人	58	0	951,500円未満
	59	1	
60人	60	0	972,500円未満
	61	1	
62人	62	0	993,500円未満
	63	1	
64人	64	0	1,014,500円未満
	65	1	
66人	66	0	1,035,500円未満
	67	1	
68人	68	0	1,056,500円未満
	69	1	
70人	70	0	1,077,500円未満
	71	1	
72人	72	0	1,098,500円未満
	73	1	
74人	74	0	1,119,500円未満
	75	1	
76人	76	0	1,140,500円未満
	77	1	
78人	78	0	1,161,500円未満
	79	1	
80人	80	0	1,182,500円未満
	81	1	
82人	82	0	1,203,500円未満
	83	1	
84人	84	0	1,224,500円未満
	85	1	
86人	86	0	1,245,500円未満
	87	1	
88人	88	0	1,266,500円未満
	89	1	
90人	90	0	1,287,500円未満
	91	1	
92人	92	0	1,308,500円未満
	93	1	
94人	94	0	1,329,500円未満
	95	1	
96人	96	0	1,350,500円未満
	97	1	
98人	98	0	1,371,500円未満
	99	1	
100人	100	0	1,392,500円未満
	101	1	

※ 扶養親族とは、地方税法第23条第1項第9号及び第292条第1項第9号に規定する扶養親族をいう。

●19歳未満の扶養親族の人数について

16歳未満……………平成21年1月2日以降生まれ

16歳以上19歳未満……平成18年1月2日～平成21年1月1日生まれ

※ 19歳未満の扶養親族が6人以上の場合は、別途在籍校を通じて、事務局にお問い合わせください。

●基準額の確認について

例:保護者等2人(父・母)の場合

父の「都道府県民税所得割額」+「市町村民税所得割額」……①

母の「都道府県民税所得割額」+「市町村民税所得割額」……②

保護者等合算の額(①+②)と上の別表の「19歳未満の扶養親族の人数」の該当のところの基準額と比較します。

(2)留学計画の要件

次の①～⑦の要件を全て満たす留学計画を支援の対象とします。

留学計画の要件	
①	留学先国・地域における留学期間が 2026 年 7 月 10 日(金)から 2027 年 1 月 15 日(金)までの間である計画 <p>※留学開始日が 2026 年 7 月 10 日(金)より前の計画は、支援対象外です。</p> <p>※「留学開始日」とは、受入先機関で活動を開始する日です。日本出発日、現地到着日及び滞在開始日ではありません。</p>
②	留学先国・地域における留学期間が 14 日以上 93 日以内の計画 <p>※留学終了(受入先機関での活動終了)後 10 日以内に帰国する必要があります。</p>
③	受入先機関からの受入許可を留学開始前までに得ることができる計画 <p>※受入先機関とは、諸外国等に所在する法人や団体等で、派遣留学生が実際に学修や探究活動を行う機関です。個人による受入れは認められません。受入先機関がなく、受入れの証明や活動を修了したことの証明ができない計画は支援の対象外です。</p> <p>※受入先機関が複数ある場合、各受入先機関での活動開始前に受入許可を得る必要があります。</p>
④	在籍高校等が、教育上有益な学修活動と認める計画 <p>※語学学習のみを行う計画は、支援の対象外です。ただし、語学学習が留学全体の準備過程又は補助的位置づけとして計画の一部に含まれている場合は、支援の対象となります。</p>
⑤	留学の目的に沿った探究活動が含まれている計画
⑥	アンバサダー活動、エヴァンジェリスト活動が含まれている計画
⑦	受入先機関の所在地が、外務省「海外安全ホームページ」の危険情報及び感染症危険情報の「レベル 2:不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当する地域ではない計画 <p>※応募時点で受入先機関の所在地が「レベル 2」以上であっても、選考に差し支えありません。ただし、留学開始時点又は留学中に「レベル 2」以上となった場合は、原則、奨学金の支給対象外となります。</p>

(ア)「留学期間」の注意点（要件①②）

「留学期間」とは、受入先機関における派遣留学生の実際の活動の開始日から終了日までの期間で、受入先機関が証明する受入れの期間と一致する必要があります。

<例1>のように、渡航及び帰国にかかる期間や移動日は、その日に受入先機関での活動を行わない場合、留学期間に含まれません。また、受入先機関が発行する修了証明書等の書面で派遣留学生の受入れを証明できない日程は留学期間に含まれません。

また、本事業の留学として支援を行う留学は1回のみです。<例2>のように留学を終え日本へ帰国した後に再度留学する場合、両方の留学を支援することはできません。いずれか一方を選択してください。

<例1>以下の日程の場合、留学期間は 7/21~8/5(16 日間)と 8/7~8/30(24 日間)の 40 日間

7/20	日本を出国し、英国に到着。ホームステイ開始。	
7/21~8/5	英国の受入先機関で活動。	留学開始日:7/21
8/6	英国からアメリカ合衆国へ移動(※活動はなし)。 語学学校の寮に入寮。	
8/7~8/30	アメリカ合衆国の受入先機関で活動	留学終了日:8/30
8/31	寮を退寮し、アメリカ合衆国を出国	
9/1	日本に到着	

※ 「留学開始日」は7/21です。日本出国日、英国到着日及びホームステイ開始日の7/20は留学開始日ではありません。

※ 「留学終了日」は8/30です。アメリカ合衆国出国日及び退寮日の8/31や日本帰国日の9/1は留学終了日ではありません。

<例2>夏休みに2週間オーストラリアへ留学後、日本に帰国し、秋休みに2週間カナダへ留学する。

→オーストラリア又はカナダへの留学のいずれか一方を本事業の留学として応募してください。

(イ)「受入先機関」の注意点（要件③）

採用後、奨学金の受給にあたっては、受入先機関が発行する修了証明書等の書面により受入先機関での活動を証明する必要があります。また、本事業の要件を満たす受入先機関であることを確認するため、受入先機関の所在地や法人格について本協議会が照会する場合があります。応募時に受入先機関を確定している必要はありませんが、事前に受入先機関の情報を確認した上で応募することを推奨します。

【受入先機関として認められない例】

- 日本に所在する法人・団体等
※日本に所在する法人・団体等の海外事務所は認められます。
- 滞在先(ホームステイ先、寮、ホテル等)
- 留学あっせん業者(留学エージェント、旅行代理店、現地ツアー会社等、留学手続き代行・留学先あっせん・滞在中のサポートを行う業者・団体)
※留学あっせん業者が受入先機関として認められるのは、留学計画の活動内容が留学あっせん業者の業務・活動に関するものである場合のみです。
- 個人(親戚・知り合い、教師宅等)
※ただし、個人が経営する事業に関する活動を行う場合は、その法人・団体等が受入先機関として認められます。

(ウ)留学あっせん業者を利用する場合の注意点（要件①～⑦）

本協議会及び機構が留学あっせん業者や当該団体が持つ留学プログラムを公認・認定することはありません。留学あっせん業者が提供する留学プログラムを利用する場合、その留学プログラムが本事業の要件を満たしていることを必ず確認してください。

(3)在籍高校等の要件

次の①～③に掲げる要件を全て満たす必要があります。

派遣留学生が在籍高校等を卒業した後も、本事業による支援が完了するまで下記の体制を有する必要があります。

在籍高校等の要件	
①	留学中の派遣留学生の学修活動状況を適切に管理する体制を有すること
②	<p>留学中の派遣留学生に対する適切な危機管理体制を有すること</p> <p>※在籍高校等は、文部科学省が定める「高等学校等における海外留学に関する危機管理ガイドライン」に記載のある事項について対応できる体制を整備する必要があります。</p> <p>※留学中及び留学の前後において、本事業の運営等に影響を与える可能性がある事態が生じた場合に、本協議会、派遣留学生本人及びその保護者との連絡、状況の把握及び収拾に努める体制を整備してください。</p>
③	<p>派遣留学生の支援に係る事務手続きを行う体制を有すること</p> <p>※本事業の事務手続きを遅滞なく適切に行う体制を整備してください。</p>

※応募時に転学することが決定している場合、応募時の在籍高校等と転学先の在籍予定高校等双方において、派遣留学生を支援できる体制が整っていることが支援の条件となります。なお、応募申請は応募時の在籍高校等を通じて行い、採用後に「事務手続きの手引」に従って転学の手続を行ってください。

8. 応募方法

(1)応募申請に関する注意点

- 応募を希望する生徒等(以下「応募者」という。)及び在籍高校等は、本募集要項を熟読の上、応募申請を行ってください。
- 応募者は、必ず在籍高校等を通して応募申請を行ってください。個人で応募申請することはできません。
応募の可否について、在籍高校等に必ず確認してください。
- 応募後に転学することが決定している場合であっても、応募申請は応募時の在籍高校等を通じて行ってください。なお、転学先の在籍高校等が京都府内の高校等であること等、応募者は要件の確認をしてください。
- 応募する留学計画は在籍高校等の長が教育上有益な学修活動と認める必要があります。留学計画の作成は、在籍高校等の担当者と相談の上で行ってください。
- 新高校2・3年生と新高校1年生は、応募の時期や選考方法が異なります。詳細は、「9. 選考・審査」と「10. スケジュール」を参照してください。
- 機構が実施する「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラム～」([高校生等対象])(以下【高校生等対象】という)と併願することができます。ただし、本事業と両方で採用されることはありません。
- いかなる理由であっても応募申請期限を過ぎた場合は申請を受け付けません。在籍高校等は、応募者から在籍高校等への提出期限を応募者に周知すると共に、在籍高校等から本協議会への応募申請期限を厳守してください。

- 応募申請期限後の選考期間中は、応募書類の差替えや訂正は一切認められません。面接審査受験時に留学計画の変更や訂正を申し出ることは可能ですが、申し出たことをもって変更や訂正が受理されることはありません。必ず採用後に留学計画の変更申請を行い、承認を得る必要があります。
- 京の高校生探究コースにチームで応募をする応募者は、「チーム応募の手引き」を熟読の上、応募申請を行ってください。

<在籍高校等の役割について>

本事業は、**応募～採用後の全手続きについて、在籍高校等を通して行います。**応募者がいる高校等は、「7. 要件(3)在籍高校等の要件」に掲げる体制を整備すると共に、**本要項をはじめ、本協議会が作成する各手引きに記載の事項について理解した上で手続きを行う必要があります。**

(2)応募方法

応募者

以下の書類①②③④を在籍高校等に提出してください。

- ① 2026 年度(第 11 期)【拠点形成支援事業】京の高校生「海外探Q留学」応援事業留学計画書(様式 1)

※1 チーム応募の場合はチーム応募留学計画書(様式2)を提出してください。

※2 以下のURLから、様式1または様式2をダウンロードして作成してください。

URL:https://www.kyoto-be.ne.jp/kyoikukyoso/cms/?page_id=523

※3 電子媒体の提出方法については、在籍高校等に確認をしてください。

※4 応募書類は日本語で作成してください。

※5 応募書類に不足や記入漏れ等の不備がある際は、審査の対象とならない場合があります。

- ② 自己 PR(様式1、様式2の6-3 参照)

- ③ 生計維持者の課税証明書

※在籍高校等担当者に家計基準の判定を依頼してください。証明書の詳細は「7. 要件(1)派遣留学生の要件」の⑤を確認してください。

- ④ 課税証明書内訳等確認書(様式 5)

※ 以下のURLから、様式 5 をダウンロードして作成してください。

URL:https://www.kyoto-be.ne.jp/kyoikukyoso/cms/?page_id=523

在籍高校担当者

- ① 応募を希望する生徒等の生計維持者の課税証明書及び課税証明書内訳等確認書(様式 5)で家計基準の判定を行い、家計基準判定結果を様式1または様式 2 に記入してください。なお、判定のための「家計基準判定ツール(高校第 11 期応募用)」は別途各校に送付する文書に記載の URL からダウンロードしてください。

- ② 以下のURLから、様式3、4をダウンロードして作成してください。

URL:https://www.kyoto-be.ne.jp/kyoikukyoso/cms/?page_id=523

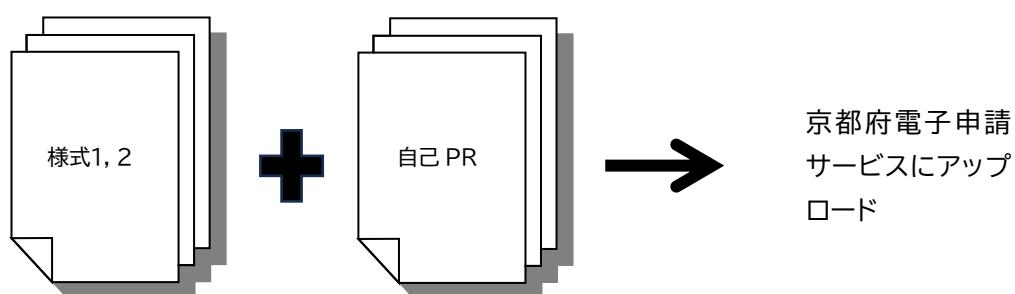
※申請書(様式3)は学校ごとに作成してください。

※学校確認リスト(様式4)は応募者ごとに作成してください。

- ③「学校コード」は、大学入試センターが提供する「[高等学校等コード表](#)」に記載の「学校コード」を参照してください。
- ④学校確認リスト(様式4)を用いて応募書類を確認の上、別途各校に送付する文書に記載のURLから京都府電子申請サービスを利用して、学校担当者情報及び応募者情報を入力し、留学計画書(様式1または様式2)、自己PRをアップロードしてください。1回の手続により、応募者最大5名まで、入力・アップロードできます。

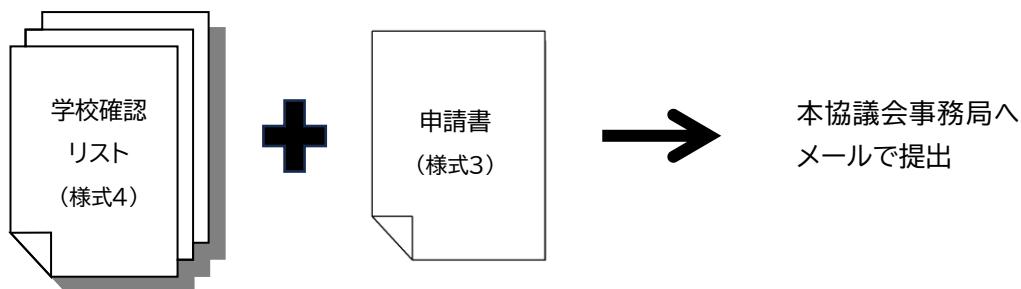
6名以上の場合は、複数回に分けて入力・アップロードしてください。

<応募者作成書類>



- ⑤学校確認リスト(様式4)及び申請書(様式3)は本協議会事務局にメール添付により提出してください。提出先メールアドレスは、別途各校に送付する文書に記載しています。

<在籍高校等作成書類>



(3)応募申請期限

【応募者から在籍高校等への提出期限】

各在籍高校等が設定します。在籍高校等の指示に従ってください。

【在籍高校等から本協議会への応募申請期限】

在籍高校等は、本協議会へ応募申請する前に留学計画の内容確認を行い、応募に必要なすべての書類を「10.スケジュール」に記載されている期限までに提出してください。校内の提出期限は余裕をもって設定してください。また、必ず応募者に提出期限を周知してください。

9. 選考・審査

(1)選考の流れ

新高校2・3年生は「第一日程」、新高校1年生は「第二日程」で応募してください。

※1 「第一日程」と「第二日程」の両方に応募することはできません。

※2 チームで応募する場合は別途「チーム応募の手引き」をご参照ください。

(ア)第一日程(新高校2・3年生)



※ 書面審査(一次審査)通過者を対象に、面接審査(二次審査)(個人面接)を実施します。

(イ)第二日程(新高校1年生)



※ 応募者全員が個人面接を受験する総合審査を行います。

機構が実施する【高校生等対象】と併願した場合、【高校生等対象】で採用となった時点で、それ以降、本事業の選考を進めることはできません。

(2)審査の観点

本事業では、派遣留学生が次のような人材として活躍することを期待しています。

- 自己のあり方生き方を考え、持続可能な未来の創り手として探究を深め、自ら課題を発見し解決できる資質を持った人材
- 好奇心を原動力として、自由な発想で新たな価値を創造するマインドを有する人材
- 失敗を恐れずに、未知の領域に試行錯誤しながら挑戦し続ける人材
- 多様な分野においてリーダーシップを発揮し、世界のグローバルリーダーと渡り合い、日本や国際社会において活躍できる人材

上記に基づき、審査は「人物」と「計画」の2つの観点から行います。「人物」の観点をより重視します。

(ア)人物(求める人材)

- 本要項「4. 求める人材像」で示したような人材であるか。

(イ)計画(留学計画の内容)

- 留学の目的や学びたいことが明確であるか、応募理由が明確であるか
- 留学の目的を達成させるために適切な「留学先」「期間」「探究活動内容」であるか
- 今回の留学で得た成果を自分の将来にどのように活かすか、京都にどのような形で還元しようと考えているか

(3)選考、審査及び採否結果にかかる注意事項

選考、審査にかかる問い合わせ及び採否結果の理由については一切お答えできません。

10. スケジュール

新高校2・3年生は「第一日程」で応募してください。「第二日程」で応募することはできません。

新高校1年生は「第二日程」で応募してください。

	第一日程 (新高校2・3年生)	第二日程 (新高校1年生)
応募者から在籍高校等への応募申請提出期間	在籍高校等(又は入学予定の高校等)が指定する期間	
在籍高校等から本協議会への応募申請開始時期	1月29日(木)	4月10日(金)
在籍高校等から本協議会への応募申請期限	3月27日(金)	4月21日(火)
書面審査結果の通知	4月17日(金)	—
面接審査 ※新高校1年生は総合審査	4月25日(土)・26日(日)	5月10日(日)
採否結果通知	5月下旬予定	
採用者の手続き	採用決定後に詳細を通知します。	
新・日本代表プログラム壮行会 (参加任意) ※機構主催	<東京> 6月14日(日)午前	<大阪> 6月20日(土)午前
新・日本代表プログラム事前研修 (参加必須) ※機構主催	<東京> 6月14日(日)午後 ※推奨参加日は6月20日、21日(大阪会場)です。	<大阪> 6月20日(土)午後 6月21日(日)午後
【京の高校生「海外探Q留学」応援事業】壮行会・事前オリエンテーション(参加必須)	6月13日(土)	
留学期間	2026年7月10日(金)～2027年1月15日(金)まで	
新・日本代表プログラム事後研修 (参加必須) ※機構主催	2026年秋以降順次	
【京の高校生「海外探Q留学」応援事業】事後オリエンテーション(参加必須)	2027年1月下旬予定	
【京の高校生「海外探Q留学」応援事業】報告会(参加必須)	2027年2月予定	

※1 応募状況によっては、面接審査・総合審査の日程及び会場が変更になることがあります。

※2 面接審査・総合審査は対面での実施を予定しています。指定された日時及び会場は原則として変更できませんので、ご留意ください。なお、交通費は応募者の自己負担です。

※3 事前・事後の研修・オリエンテーション及び本協議会主催の壮行会・報告会は参加が必須です。必ず参加できるよう準備をしてください。

11. 受験上の配慮申請について

身体等に障害があり、面接審査又は総合審査を受験するにあたり配慮が必要となる場合は、その種類・程度に応じた配慮を行いますので、事前に在籍高校等を通じて本協議会に相談してください。

12. 派遣留学生の義務及び採用決定後の手続き等

(1) 新・日本代表プログラム壮行会への参加(任意)

機構が主催する、支援企業や支援者等より派遣留学生を激励する会として、壮行会を実施します。可能であれば参加してください。採用決定後に詳細を案内します。

(2) 新・日本代表プログラム事前研修への参加(必須)

派遣留学生は、留学を開始する前に機構が主催する事前研修(半日間を予定)に参加する必要があります。研修の途中からの参加や途中までの参加は認められません。日時及び会場は、機構が指定し、在籍高校等を通じて通知します。必ず参加できるよう準備をしてください。なお、交通費の支給はありません。留学準備金に含まれています。

※東京の事前研修日程を指定された場合は、指定された事前研修の日程の午前中に実施する壮行会に参加いただけます。

※大阪の壮行会は6月 20 日(土)の1日程のみです。大阪の事前研修日程を指定された場合は、いずれの日程であっても6月 20 日(土)に実施する壮行会に参加いただけます。

(3)【京の高校生「海外探Q留学」応援事業】壮行会への参加(必須)

京の高校生「海外探Q留学」推進協議会構成団体や支援企業から派遣留学生に留学への期待を伝え、また京都府からの派遣留学生が親睦を深める機会とします。事前オリエンテーションと同日に実施します。派遣留学生は、必ず参加してください。

(4)【京の高校生「海外探Q留学」応援事業】事前オリエンテーションへの参加(必須)

留学出発に向け、ガイダンスや支援企業、留学経験者、派遣留学生同士の交流を通じて、京都についての理解を深めるとともに、自らの探究テーマを深め、活動計画を具体化するためのヒントを得る機会として、留学前にオリエンテーションを実施します。派遣留学生は、必ず参加してください。なお、交通費の支給はありません。留学準備金に含まれています。

(5) 派遣留学生登録書類・支給申請書類・誓約書等の提出

派遣留学生は、採用決定後の案内に従って書類を提出してください。在籍高校等の担当者は、採用決定後の手続きにあたり、「事務手続きの手引き」を併せて確認してください。

(6) 新・日本代表プログラム事後研修への参加(必須)

派遣留学生は、留学終了後、機構が主催する事後研修(1日間を予定)に参加する必要があります。研修の途中からの参加や途中までの参加は認められません。

事後研修は、2026 年秋以降に順次開催予定です。日時及び会場は、帰国日等に応じて機構が指定し、

在籍高校等を通じて通知します。なお、交通費の支給はありません。留学準備金に含まれています。

(7)【京の高校生「海外探Q留学」応援事業】事後オリエンテーションへの参加(必須)

留学計画の達成状況や留学先で体験した内容について振り返り、探究活動の成果等を参加者と共有します。

また、地域活性化・地域貢献の方法などを考察・検討するとともに、成果報告会に向けた準備を行います。

派遣留学生は、必ず参加してください。なお、交通費の支給はありません。留学準備金に含まれています。

(8)【京の高校生「海外探Q留学」応援事業】報告会への参加(必須)

海外留学中の経験や探究活動の成果、本事業を通じて学んだことを参加者(教育関係者、経済団体、支援企業等)に報告するとともに、地域活性化の方法や地域への貢献方法等について提案発表します。派遣留学生は必ず参加してください。

(9)留学報告書の提出

派遣留学生は、事後研修または事後オリエンテーション、いずれか後に受講した日付から起算して1か月以内に別途定める「留学状況報告書」を本協議会に提出する必要があります。

(10)在籍高校等卒業後の連絡先について

在籍高校等を卒業後に連絡先に変更が生じた場合、各種活動の案内や調査依頼等が届くよう、その旨を本協議会及び機構に連絡してください。

(11)本協議会及び機構が実施する調査への協力

本協議会及び機構が支援企業や協力団体等への成果報告のために実施する進路等の調査に最善の努力をもって取り組んでください。

(12)本協議会によるイノベーティブ人材コミュニティ(仮称)及び機構によるトビタテ！留学 JAPAN 派遣留

学生ネットワークへの参加

本事業で採用された留学生と支援企業及び大学からなるイノベーティブ人材コミュニティ(仮称)におけるワークショップ、探Qインターンシップ、オンラインや SNS を活用した交流などの取組に積極的に参加してください。

併せて、本協議会によるイノベーティブ人材コミュニティ(仮称)及び機構による派遣留学生ネットワークにおける留学機運醸成のための活動、支援企業等に対する留学計画や活動報告・成果等の情報の提供等の各種活動等にもできる限り積極的に参加してください。

(13)本協議会及び機構が実施する広報への協力

留学から帰国後は、トビタテ生として継続的に自らエヴァンジェリスト活動に取り組むとともに、本協議会及び機構が実施する広報にできる限り協力してください。

(14) 誓約書の遵守

派遣留学生は、誓約書に記載の事項を将来にわたって遵守してください。

13. 採用決定後の留学計画等の変更

採用後に留学時期や受入先機関等に変更が生じた場合、速やかに留学計画の変更申請の手続きを行う必要があります。

留学計画の変更内容によっては、選考委員による再審査を行います。再審査の結果、変更が承認されない場合や、奨学金の支給を終了する場合があります。また、再審査には回数の制限(原則2回)がありますので、応募の段階から熟慮のうえ留学計画を作成し、申請してください。

14. 採用取消し又は支援の終了等

(1) 採用の取消し

本協議会は、派遣留学生の応募書類の内容に虚偽があることが認められた場合は、派遣留学生としての採用を取り消し、既に支給している奨学金等の返納を求めることがあります。

(2) 奨学金等の支給の終了

本協議会は、派遣留学生が以下のいずれかの事項に該当すると認められた場合は、奨学金等の支給を終了し、既に支給している奨学金等の全部又は一部の返納を求めることがあります。

- ① 「7. 要件」の「(1)派遣留学生の要件」に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合
- ② 留学期間が 14 日に満たなくなった場合
- ③ 誓約書の記載内容を遵守しなかったことが判明した場合
- ④ 学業不振や素行不良等が極めて顕著である場合又は受入れ機関若しくは在籍高校等で懲戒処分を受けた場合
- ⑤ 留学計画に大幅な変更が生じている場合
※ただし、再審査により採用時の留学計画と同等の質を担保していると判断できる場合はこの限りではありません。
- ⑥ 派遣留学生の本事業にかかる各種申請書類の内容に虚偽があることが認められた場合
- ⑦ その他、派遣留学生としての責務を怠り、派遣留学生として適当でないと認められた場合

15. 安全管理について

派遣留学生は、留学にあたって現地の安全情報に十分注意し、留学開始後も隨時状況確認ができるよう、在籍高校等や受入先機関と連絡を密にするようにしてください。

渡航中の万一の事故に備えるため、留学開始までに各自で海外旅行保険に加入してください。無保険での海外留学は、本協議会として許可しません。また、在籍高等学校等で所定の制度がある場合には在籍高校等の指示に従ってください。

留学に関する安全情報の収集手段として、外務省の「領事サービスセンター(海外安全相談班)」の情報提供サービス等を活用してください。また、留学に関する情報収集の手段として、機構ホームページ等を活

用してください。

なお、留学先国・地域の状況から安全な渡航・滞在が困難と判断した場合には、留学先国・地域の変更を指示することや、派遣留学生としての支援を見合わせることがあります。

- 外務省領事局 領事サービスセンター(海外安全相談班)

〒100-8919 東京都千代田区霞が関 2-2-1 (外務省庁舎内)

TEL(代表)03-3580-3311(内線:2902、2903)

URL:https://www.anzen.mofa.go.jp/about_center/index.html

- 外務省「海外安全ホームページ」 <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

- 独立行政法人日本学生支援機構「海外留学情報サイト」 <https://ryugaku.jasso.go.jp>

- 文部科学省「高等学校等における海外留学に関する 危機管理ガイドライン」

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/koukousei/mext_02524.html

【在留届の提出について】

旅券法第 16 条により、外国に住所又は居所を定めて3か月以上滞在する日本人は、その住所又は居所を管轄する日本の大使館又は総領事館(在外公館)に「在留届」を提出するよう義務付けられています。留学先国・地域で緊急事態等が発生した場合に、在外公館から連絡や保護を受けられるよう、渡航後は最寄りの在外公館に在留届を必ず提出してください。

また、滞在期間が3か月未満の場合は、外務省旅行登録「たびレジ」に登録することで在留届と同様に緊急情報の提供を受けることができるため、登録をしてください。

- 外務省「在留届電子届出システム『ORRnet』」 <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>
- 外務省海外旅行登録「たびレジ」 <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

16. 個人情報の取扱いについて

(1)個人情報の取扱い範囲

提供された個人情報は、本事業及び官民協働海外留学支援制度～トビタエ！留学 JAPAN～に係る事業実施のために利用されます。また、行政機関、公益法人等及び機関等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、必要に応じて提供されます。この利用目的の適正な範囲において、機関、本協議会及び「グローバル人材育成コミュニティ」に参画する企業等、教育機関、在外公館、行政機関、公益法人及び業務委託先等に必要に応じて提供され、その他の目的には利用されません。

(2)広報活動への利用

事前・事後のオリエンテーション及び報告会や留学先で活動している画像・映像並びに留学報告書については、本人・保護者等に了解を得た上で、広報に利用することができます。

17. 照会先

(1)在籍高校等の照会先

京の高校生「海外探Q留学」推進協議会事務局（京都府教育庁指導部高校教育課教育共創室内）

【電話】075-414-5907

【対応時間】平日8:30-17:15(12:00-13:00を除く)

(2)応募者及び保護者の照会先

在籍高校等の担当者

※ **応募者及び保護者の方は、在籍高校等の担当者を通じてお問い合わせください。**

(1)の照会先は在籍高校等担当者専用の窓口です。

※ ただし、高校等入学前の新1年生及びその保護者については、(1)の照会先にお問い合わせください。

18. リンク集

京の高校生「海外探Q留学」応援事業トップページ

https://www.kyoto-be.ne.jp/kyoikukyoso/cms/?page_id=523

トビタテ！留学 JAPAN 拠点形成支援事業 FAQ（トビタテ！留学 JAPAN ホームページ）

<https://tobitate-mext.jasso.go.jp/news/443.html>

別紙：国・地域コード表

地域	国・地域コード	国・地域名	国・地域コード	国・地域名	国・地域コード	国・地域名
アジア	100	台湾	108	インドネシア	116	パキスタン
	101	バングラデシュ	109	大韓民国	117	フィリピン
	102	ブータン	110	ラオス	191	シンガポール
	103	ブルネイ	111	マカオ	119	スリランカ
	104	カンボジア	112	マレーシア	120	タイ
	105	中国	113	モンゴル	121	ベトナム
	106	香港	114	ミャンマー	123	東ティモール
	107	インド	115	ネパール	124	モルディブ
中南米	201	アルゼンチン	209	エクアドル	217	巴拉グアイ
	202	ボリビア	210	エルサルバドル	218	ペルー
	203	ブラジル	211	グアテマラ	219	トリニダード・トバゴ
	204	チリ	212	ホンジュラス	220	ウルグアイ
	205	コロンビア	213	ジャマイカ	221	ベネズエラ
	206	コスタリカ	214	メキシコ	222	ハイチ
	207	キューバ	215	ニカラグア		
	208	ドミニカ共和国	216	パナマ		
中近東	301	バーレーン	308	レバノン	314	アラブ首長国連邦
	303	イラン	309	オマーン	315	イエメン
	304	イラク	310	カタール	316	パレスチナ
	305	イスラエル	311	サウジアラビア	317	アフガニスタン
	306	ヨルダン	312	シリア		
	307	クウェート	313	トルコ		
アフリカ	401	アルジェリア	414	モーリタニア	427	ボツワナ
	402	カメルーン	415	モロッコ	428	南スーダン共和国
	403	コンゴ共和国	416	ナイジェリア	429	シエラレオネ
	404	コートジボワール	417	セネガル	430	モザンビーク
	405	エジプト	418	南アフリカ	431	ベナン共和国
	406	エチオピア	419	スーダン共和国	432	ガンビア
	407	ガボン	420	タンザニア	433	ナミビア
	408	ガーナ	421	チュニジア	434	ニジェール
	409	ギニア	422	コンゴ民主共和国	435	マラウイ
	410	ケニア	423	ザンビア	436	ジブチ
	411	リベリア	424	ジンバブエ	437	ルワンダ
	412	リビア	425	チャド	438	ブルンジ
	413	マダガスカル	426	ウガンダ	439	レソト

地域	国・地域コード	国・地域名	国・地域コード	国・地域名	国・地域コード	国・地域名
北米	501	カナダ	502	アメリカ合衆国		
オセアニア	601	オーストラリア	607	フィジー諸島	613	バヌアツ
	602	ニュージーランド	608	キリバス	614	サモア
	603	パプアニューギニア	609	ナウル	615	クック諸島
	604	パラオ	610	ソロモン諸島	616	ニウエ
	605	マーシャル諸島	611	トンガ	617	トケラウ諸島
	606	ミクロネシア	612	ツバル	618	ニューカレドニア
ヨーロッパ	701	アルバニア	718	ギリシャ	735	スウェーデン
	702	オーストリア	719	ハンガリー	736	スイス
	703	エストニア	720	アイスランド	737	英國
	704	ラトビア	721	アイルランド	738	セルビア
	705	リトアニア	722	イタリア	739	ボスニア・ヘルツェゴビナ
	706	ベルギー	723	ルクセンブルク	740	キルギス
	707	ブルガリア	724	マルタ	741	タジキスタン
	708	ベラルーシ	725	北マケドニア	742	モンテネグロ
	709	カザフスタン	726	オランダ	743	アゼルバイジャン
	710	ウクライナ	727	ノルウェー	744	リヒテンシュタイン
	711	ウズベキスタン	728	ポーランド	745	ジョージア
	712	クロアチア	729	ポルトガル	746	アルメニア
	713	チェコ	730	ルーマニア	747	コソボ
	714	デンマーク	731	ロシア	748	トルクメニスタン
	715	フィンランド	732	スロバキア	749	モルドバ
	716	フランス	733	スロベニア	750	キプロス
	717	ドイツ	734	スペイン		
	000	その他の国・地域				